

平成20年8月 8日

高松市長 大西 秀 人 殿

高松市情報公開審査会

会長 川 東 祥 次

行政文書の非公開決定に関する異議申立てについて（答申）

平成17年1月12日付け高情第13422号により諮問のあった事案について、次のとおり答申いたします。

1 審査会の結論

本件異議申立ての対象となっている行政文書（以下「対象行政文書」という。）は、以下の3件である。

- （1） 高松市瀬戸内漁業協同組合に無償で使用させている土地（高松市瀬戸内町523番同522番その他）に関する一切の覚書，一切の地積測量図その他の図面類の全部，一切の土地使用貸借契約書および関連の一切の決裁文書，普通財産の使用承認に係る一切の決裁文書の全部，ガソリンスタンドとの業務提携契約書の全部，その他の一切の契約関係書類の全部，ならびにこれらに関する一切の文書・写真・録音テープ・ビデオテープその他の資料の全部
- （2） 上記（1）以外の団体または個人に対する普通財産（土地・建物のみ）の貸付料の算定に関する起案文書および当該各契約書類の全部（普通財産の貸付料の算定式および算定方法に関する一切の文書を含む。）
ただし昭和50年度以降のものに限る。
- （3） 上記（1）以外の普通財産（土地・建物のみ）の無償貸付に関する一切の起案文書および当該各契約書類の全部

ただし昭和５０年度以降のものに限る。

（上記（１）ないし（３）のいずれも，①電柱，電話柱，地下埋設物および３か月以内の使用を除く。②有償貸付については，３００㎡以上の土地で３年ごとの貸付料更新時決裁および現在の貸付決裁分に限る。）

対象行政文書について，実施機関（高松市長をいう。以下同じ。）が一部公開および非公開（行政文書不存在含む。）とした処分のうち，学校法人理事の氏名については，非公開とした処分を取り消し，公開すべきである。

なお，本件対象行政文書中，高松市瀬戸内漁業協同組合に無償で使用させている土地に関する「普通財産借受願」・「覚書（写し）」・「要望書（写し）」・「土地使用貸借契約書」・「土地使用貸借契約の締結について（決裁文）」・「普通財産の使用承認について（決裁文）」，「事業計画の概要」および「ガソリンスタンドとの業務提携契約書の全部」については，別案件の平成１９年９月１２日付け高財活第１１６号「行政文書非公開決定処分に係る変更決定通知」により既に異議申立人に全部公開されており，当該対象行政文書に係る異議申立てについてはその利益がないため却下相当である。

その余の異議申立ては棄却すべきである。

２ 異議申立てに至る経過

平成１６年１１月３０日に，高松市情報公開条例（平成１２年高松市条例第３９号。以下「条例」という。）に基づく対象行政文書の公開請求があり，受け付けた。実施機関は，同年１２月１４日に一部公開および非公開（行政文書不存在含む。）の決定をし，請求人に通知した。請求人は，「本件処分は，条例の解釈・適用を誤った違法な処分であり，本件処分を取り消し，全部公開をすべきである。」等の理由から実施機関の非公開処分の取消しを求めて同月２７日に異議申立書を提出し，実施機関はこれを受け付けた。

３ 異議申立ての理由

異議申立人の主張は，次のとおりである。

- (1) 本件処分は、条例の解釈・適用を誤った違法な処分であり、本件処分を取り消し、全部公開をすべきである。
- (2) 本件「決定通知書」に記載している「公開しない理由」は、条例の非公開事由に該当しない。
- (3) 本件「決定通知書」の「公開しない理由」には、適法に処分理由が明示されていないので、高松市行政手続条例 8 条に違反し、本件処分は無効である。

4 実施機関が非公開とした理由（却下相当内容除く。）

実施機関が非公開理由書において主張している本件処分の理由は、概ね次のとおりである。

(1) 非公開部分について

高財活 1 1 6 号「行政文書非公開決定処分に係る変更決定通知」により、既に異議申立人に全部公開されているもの以外の「普通財産借受願」、「嘆願書」および「住所、氏名変更承認願」に記載されている個人および団体代表者の印影については、公表すべき合理的理由および必要性はなく、かえって偽造等の不正利用につながるおそれもないとはいえないから、これを公開することは本人の正当な利益を害するおそれがある。

よって、条例 7 条 1 号および同条 2 号に該当し非公開が相当である。

「嘆願書」に記載されている個人の住所・氏名、「借受願連帯保証人」・「学校法人の理事」の住所・氏名については、特定の個人を識別することができ、これを公開することは本人の正当な利益を害するおそれがある。

よって、条例 7 条 1 号に該当し非公開が相当である。

(2) 行政文書不存在について

「その他の一切の契約関係書類の全部、これらに関する一切の文書・写真・録音テープ・ビデオテープその他の資料の全部」については、市では取得および作成しておらず、不存在である。

5 審査会の判断（却下相当内容除く。）

当審査会は、実施機関の非公開理由および異議申立人の異議申立理由を条例に照らして慎重に審査した結果、次のとおり判断する。

本件対象行政文書は、普通財産の使用に係る「普通財産借受願」、「嘆願書」および「住所、氏名変更承認願」であり、当時の決定においては、一部公開したものと不存在を理由に非公開としたものがあり、不存在とした請求内容については、該当文書を取得および作成していないとの説明に不合理な点は見受けられない。以下、一部公開行政文書の非公開部分について検討する。

（１） 印影について

個人の印影については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため条例７条１号に該当し、実施機関が非公開とした処分は相当である。法人および事業を営む個人の印影については、公表すべき合理的理由および必要性はなく、かえって偽造等の不正利用につながるおそれも無いとは言えないから、これを公開することは当人の正当な利益を害すると認められると判断するから、条例７条２号に該当するものとして、実施機関が非公開とした処分は相当である。

（２） 個人の住所・氏名について

これらの情報は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものとして条例７条１号に該当し、実施機関が非公開とした処分は相当であるが、「学校法人理事」の住所・氏名については、法人登記簿において公示されているものであり、非公開情報に該当しないというべきである。

よって、当審査会は、「１ 審査会の結論」のとおり判断する。

なお、普通財産借受願に添付された寄付行為に関する書類は、私立学校の業務に関する情報に類するものであり、公にすることが予定された情報ではないのであるから、公開の可否については慎重に吟味すべきであった。

6 審査処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成 1 7 年 1 月 1 2 日	諮問書受付
平成 2 0 年 3 月 2 8 日	実施機関からの非公開理由書受付
平成 2 0 年 6 月 1 9 日	実施機関の非公開理由の聴取および争点の審査
平成 2 0 年 7 月 3 0 日	答申案審査
平成 2 0 年 8 月 8 日	答申